

看護師を志す“あなた”を応援します？



社会福祉法人

沖縄肢体不自由児協会

令和7年度

看護師修学資金貸与制度のご案内

対象医療施設 沖縄南部療育医療センター（那覇市）
沖縄中部療育医療センター（沖縄市）

1 募集期間

令和7年5月～ 令和7年7月31日（木）まで

2 対象者

看護師の免許を取得するため、養成施設（大学・専門学校）に在学中であり、卒業後に社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会で見護師として従事することを志す学生

3 貸与金額

月額 5万円

当法人修学資金貸与の特徴

★連帯保証人は必要ありません

★当法人で年1回のボランティア活動が必須です

（当法人では年間行事が盛り沢山開催されます。行事のボランティアに参加することで利用者の特徴や看護師ふれあい体験をとおして就労のイメージ作りに取り組んでいます。）

★在学中のアルバイト（看護補助業務）も可能です。

日常生活援助やコミュニケーション技法が身に付きます

短時間バイト：2～3時間（早朝or夕方、休日）

長期休暇期間：（1日or短時間）

- 4 貸与期間
貸し付け開始から卒業するまで（原則養成施設の就業年数に限る）
- 5 貸与の決定
書類審査。必要時面接を行い決定します。
- 6 貸与の方法
毎月末日に指定した口座（本人名義の口座に限る）への振り込みにより行います。
（初回は4月～貸与決定月までの修学資金については一括して振り込みます。）
- 7 申し込みの方法
募集期間内に申請書類を申込先へ提出してください。
- 1) 修学資金貸与申請書兼誓約書（様式第1号）
 - 2) 養成施設の在学証明書
 - 3) 養成施設の推薦書（様式第2号）
 - 4) 最終学年（高校等）の成績証明書
 - 5) 健康診断書
 - 6) 市町村民税納税証明書及び所得証明書
- 8 貸与の取消
- 1) 養成施設を退学した場合
 - 2) 修学資金の貸与を受けることを辞退した場合
 - 3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められた場合
 - 4) 学業成績又は素行が著しく不良であると認められた場合
 - 5) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸し付けを受けた場合
 - 6) 本規程に定める届出等を誠実に履行しなかった場合
 - 7) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合
- 9 返還免除
卒業した日の翌月から起算して13月以内に看護師の免許を取得し、引き続き法人で看護師の業務に従事した場合。
法人で看護の業務に従事する期間は、貸与期間3年以上の場合は、貸与期間とし、3年未満の場合は、3年とする。
- 10 返還
- 1) 修学資金の決定が取り消された場合
 - 2) 卒業した日の翌月から起算して13月以内に看護師の免許を取得しなかった場合
 - 3) 卒業した日の翌月から起算して13月以内に看護師の免許を取得し、引き続き貸与を受けた期間に相当する期間を法人で看護師の業務に従事しなかった場合
 - 4) 法人の看護師として採用されなかった場合

【問い合わせ先及び申込先】

〒902-0064 那覇市寄宮 2丁目3番1号
社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協会 事務局
電話番号 098-832-5796
ホームページ <https://www.okishikyo.jp>
Eメール info@okishikyo.jp



（貸与制度の案内/公式HPへ）